

# 3月から保険証の切り替えが始まります

うるま市国保へ加入している方で  
2月28日までに国保税を全額納付  
した世帯については、保険証が3月  
中に郵送されます。

しかし次の場合は、国保課窓口で  
切り替えることになります。

①国保税に未納がある世帯

②基地内に住所がある世帯

③郵便局へ転送届を出している世  
帯（保険証は原則住所地にしか郵  
送されません）

④住所の異動等で手続きの必要が  
ある世帯

現在お持ちの保険証は平成25年  
3月31日で期限が切れます。切り替  
えの手続きをせず、期限切れのまま

医療機関で受診すると全額自己負  
担となりますのでご注意ください。

国保税の納付が困難な方は、国保  
窓口での納付相談等を受け付け  
ておりますのでご利用ください。

## 窓口切り替えする際に 必要なもの

・現在お持ちの保険証

・身分証（運転免許証、住民基本台  
帳カード等）

・委任状（別世帯の方が代理で手  
続きをする場合は委任状が必要  
です。）

・国保税の領収書（平成25年3月1  
日以降に納付した場合、その領収  
書を持参してください。）

・在学・在園証明書（今年の3月以  
降に学校や施設入所のため住所  
を市外へ移される方で、遠隔地保  
険証が必要な世帯）

※右記のものを忘れた場合には、保  
険証切り替えが出来ないこともあります  
ので、市役所に来所する前に忘れ物が  
ないかご確認ください。

**所得の申告について**

国保では申告等に基づき所得の  
判定を行っています。所得が無い方  
でも申告等がない場合は、適切な  
課税ができないばかりでなく、輕  
減該当世帯であっても国保税の輕  
減を受けることができません。  
また、高額療養費の支給の際、上  
位所得者（所得の多い世帯）として  
みなされるため、自己負担額が最  
高額となり払い戻しが受けられな  
い場合がありますので、所得の申  
告は平成25年3月15日までに必ず  
行ってください。

\*今年の3月以降に学校や施設入所  
のために住所を市外へ移される方  
は、遠隔地保険証の交付手続きが  
必要です。保険証及び在学、在園  
等の証明書を必ずご持参のうえ、  
手続きをしてください。

手続きをしてください。

**保険証カードケースを  
配布しています**

保険証のカードケースを無料で  
配布しております。

必要な方は、本庁または各支所  
の国保課窓口へお越しください。

※ご不明な点があれば、国民健康保険  
課までお問い合わせください。

3月末頃は窓口が大変  
混雑しますので、早めの  
来所をお願い致します。



## 切り替え期間

平成25年3月1日（金）～29日（金）  
(土日祝祭日は除く)  
午前8時30分～午後5時15分

2月28日までに国保税を全額納付  
した世帯については、保険証が3月  
中に郵送されます。

しかし次の場合は、国保課窓口で  
切り替えることになります。

①国保税に未納がある世帯

②基地内に住所がある世帯

③郵便局へ転送届を出している世  
帯（保険証は原則住所地にしか郵  
送されません）

④住所の異動等で手続きの必要が  
ある世帯

**保険証カードケースを  
配布しています**

保険証のカードケースを無料で  
配布しております。

必要な方は、本庁または各支所  
の国保課窓口へお越しください。